

## 「中央環境審議会地球環境部会 中間取りまとめへの意見」

宛先：中央環境審議会地球環境部会 事務局 環境省地球環境局地球温暖化対策課御中

住所：〒164-0001 東京都中野区中野 4-7-3

氏名（会社名 / 部署名）:

大林ミカ、特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所 / 副所長

電話番号：03-5318-3331 FAX 番号：03-3319-0330

### 【意見】

全体について

- ・ 京都議定書の採択から7年がたち、日本は、議定書基準年の1990年に比べて6%の温室効果ガスの削減を義務づけられているにもかかわらず、温室効果ガスは排出どころかむしろ増え続けており、大綱に掲げられる目標年の2010年までに、削減へと転じる兆しすらない。現行の地球温暖化防止政策の失敗は明らかである。今回の大綱の見直しでは、短期的に温室効果ガス（特に二酸化炭素）の排出削減効果をあげるための実効性に富んだ政策措置の導入による議定書の目標達成と、中長期的にみて社会システムを根本的に変換するための政策措置導入を、同時に行うべきである。
- ・ まず、短期的かつ確実な効果が期待できるものとして、国民の努力を期待するのではない省エネルギーの政策化と強力な推進、現行の不公平な競争市場に委ねるのではない自然エネルギーの大幅な導入を促す施策をこうじる必要がある。
- ・ また、京都議定書に定める第一約束期間より第二約束期間へとシフトする際の準備として、国内排出量取引制度および環境税の導入など、市場メカニズムを用いながら企業の排出削減努力を促すスキームをできるだけ早く導入すべきであり、そのためには、今すぐにも積極的な議論の開始が必要である。

該当箇所ごとの個別意見

・ 大綱の見直し

1. 大綱の見直しに当たっての視点

(1) 大綱の見直しに当たっての基本的考え方

2) 徹底した情報の開示、広報を通じた国民各界各層の認識の向上 (P31)

- ・ 地球温暖化防止施策を確実なものとするためには、基礎データの完備と達成進捗状況のモニタリングが欠かせない。そのためには、情報開示を行うことが必須であるが、現時点ではそれらを構築するためのスキームが存在しない。産業界に対する自主的でないデータ開示の要求・義務づけと省庁間の協調によるデータ公開スキームの構築が必要である。
- ・ 現行施策の失敗の一因として、国民各層の努力など、施策ではないものに削減値を振り当てるなどの愚策が指摘できる。これらは施策ではなく個人の行動に過ぎない。施策とは、個人の行動を具体的社会活動につないでいくスキームである。国は、実質的に国民に省エネルギー活動を促すための政策を、実施していくべきである。

#### 4) 6%目標の達成の現実性の向上

・現行施策の不備を認め(「2.大綱の対策・施策の進捗状況の評価」)、これまで以上に実現可能な対策をこうじるとした部分は評価できる。また同時に、削減量に関して、実施確実なものだけを計上するという方針も評価できる。

##### (2) 諸外国における地球温暖化対策(P34)

・全体的に先進的取り組みを紹介しており評価できるが、特に民生部門における省エネルギー対策についての記述が追加されるべきであると考え。例えばデンマークでは、電気料金の1%をエネルギー税として徴収し、省電力を目的としたデンマーク・省電力トラストを設立し、電気暖房の削減と高効率家電購入に関するインセンティブ・キャンペーンを行い、大きな成果を上げている。また、EU全体の家電エネルギーラベルに関しても、その効果が知られるところである。

##### (3) 中長期的な観点からの温暖化対策技術の普及

###### (脱温暖化社会を形成する技術の4つの柱)(P37)

- ・4つの柱としてあげられている技術はどれも重要なものであり推進が期待される。
- ・原子力発電は、発電時には二酸化炭素を排出しないが、事故やテロ時などのシステムそのものの不安定性、電源が瞬時に落ちるエネルギーセキュリティ上の問題、核拡散の問題、放射性廃棄物の問題など様々な問題を抱えているため、地球温暖化防止を目指す持続可能な社会に貢献するものとは考えられず、4つの柱以外の重要な柱として位置づけるべきではない。
- ・二酸化炭素固定化技術およびクリーンコールテクノロジーは、石炭への依存を無くすものではなく、むしろ高める可能性があることから、推進する対象として認められない。先に挙げられた4つの柱を積極的に進め、石炭利用からの脱却を図るべきである。

## 2. 大綱の目標

### (2) 温室効果ガス別目標の徹底化(P40)

- ・「革新的技術」および「国民各界各層による活動の推進」など、削減に関する具体的根拠のないものに関して排出削減見込み量を計上しない判断は評価できる。

## 3. 各区分や部門にまたがる横断的対策・施策

### (3) 普及啓発・情報提供の重要性(P46)

・ポスターやチラシの配布などの単なる普及啓発・情報提供ではなく、情報の提供を販売店に義務づけるといった確実に国民に情報が届く制度を導入すべきである。具体的には、省エネルギーラベルの導入が、東京都などの自治体の主導により全国的に普及しつつあり、国においては、このような先進的試みをバックアップするための施策が望まれる。

### (5) 自主行動計画の充実と透明性の確保(P49)

- ・日本経団連の自主行動計画は、全くのボランティアな取り組みであり、国の施策ではない。国の施策として位置づけて実質的な削減を見込むためには、「中間とりまとめ」で提案されている政府との協定の締結(イギリスなどで実施)が必要である。
- ・さらに、この協定に基づいた客観的評価を伴うフォローアップのスキーム作りを政府と協力しつつ行い、広く一般に情報開示を行うべきである。

### (6) 国内排出量取引制度(P51)

- ・国内排出量取引制度の導入にあたっては、当初は自主参加型で開始するとしても、義務

づけを目的とした制度導入を図ることを明記した上で、そのための具体的年次を伴った計画作りを行うべきである。

- ・ また、その実現に向けた具体的議論と行動が、さらに加速されるべきである。
- ・ 制度設計にあたっては、目標を伴って自主努力を促すキャップ&トレード型の取引制度として導入されるべきである。

#### (7) 温暖化対策税制 (P53)

- ・ 企業の削減努力を促すために、温暖化対策税制の導入は不可欠である。ここに来てようやく温暖化対策税の議論が具体的に提案されたことは評価できる。導入に向けて、より一層議論を加速し、早期の導入を図るべきであり、また具体的年数を伴う計画として明記すべきである。
- ・ 制度設計にあたっては、温室効果ガスを確実に削減し、単なる税収の増加とはならないような制度作りが必要である。

### 4. 個別ガス別の対策・施策の強化

#### 1) エネルギー供給サイドの対策・施策の強化

##### (エネルギー供給サイドの対策の重要性) (P56)

- ・ 原子力発電は、発電時には二酸化炭素を排出しないが、事故やテロ時などのシステムそのものの不安定性、電源が瞬時に落ちるエネルギーセキュリティ上の問題、核拡散の問題、放射性廃棄物の問題など様々な問題を抱えているため、地球温暖化防止が目指す持続可能な社会に貢献するものとは考えられない。

##### (再生可能エネルギー、余剰エネルギー利用の一層の拡大) (P56)

- ・ まず、再生可能エネルギーのカテゴリーを見直すべきである。中間とりまとめの記述では、廃棄物を再生可能エネルギーとして掲げ、さらにはプラスチック類からのエネルギー回収の更なる促進、廃棄物処理施設からの熱回収・利用の促進などを提案している。これらは、一次エネルギーレベルで見た場合の再生可能エネルギーではないため、カテゴリーからは除外するべきである。また、再生可能エネルギーという言葉の利用にあたっては、自然エネルギーを持って充てるべきである。
- ・ 中間とりまとめでは、現在の大綱の状況の評価した部分(「2. 大綱の対策・施策の進捗状況の評価」)において、現状と目標との乖離が大きいことを記述している。これは主には、現行施策の不十分さを指摘した箇所であるといえる。その指摘の通り、現行の「新エネルギー利用特措法」(RPS法)は、自然エネルギーを普及させる上で大きな不備が何点も見られる。
- ・ 一番大きな問題は、現行の導入目標自体が低すぎることである。対象電源の見直し(廃棄物発電の削除、地熱発電、小水力発電の実質的对象化)とともに、現行施策のように新たな自然エネルギーの導入増分が少ない目標値ではなく、新たな増分が最低でも5%以上に達するような目標値に引き上げることが必要であろう。具体的には、2010年で12%程度の目標値設定が可能なのではないかと考えられる。
- ・ グリーン電力証書制度の公的利用の提言は評価できるが、実質的な政策としての制度化とともに、証書購入が自然エネルギー利用を行っていると認められる公的制度との連携改善(省エネ法での適用、あるいは、企業における税法上の取り扱いの考慮)も必要である。
- ・ 風力発電に関しては、系統連系対策の強化策を盛り込んだことは評価できる。
- ・ 自然エネルギーを普及させるための確実な施策として世界的に実証されている固定価格制度の導入を再検討する、あるいは、固定価格制度とRPS法の統合策を検討することが必要である。例えば、対象電源毎のRPS目標値の設定を行うことや、対象電源毎に取

引価値(価格ではない)に差をつける(例:ベースは風力発電とし、太陽光は3倍の価値、ゴミ発電が対象の場合は0.5倍、など)などの方法が考えられる。

- また、上記がかなわずとも、日本が誇る太陽光発電の導入量に関しては、個人住宅向けの政府の補助金が再来年度消滅することにより、実質的な固定価格制度である電力会社の余剰電力購入メニューが新設の太陽光発電設備に引き続き適用されるかどうか不確かな状況である。太陽光発電は膨大な導入量が期待される反面、未だコストが高いために何らかの施策適用が必要である。国として、余剰電力購入メニュー的な固定価格制度の導入を検討すべきであろう。
- バイオマスについては、まさに化石燃料とのコスト競争がバイオマス燃料の普及に一番影響することから、ドイツに見られるような、化石燃料とのコスト格差をなくすための、バイオマス燃料への非課税化(化石燃料利用には課税)などが考えられる。
- 電気事業者の自主的取り組みを評価しているが、これを義務づけし、公的施策とすることが必要である(具体的には、電力会社に対して、消費者が自然エネルギーを電源選択できる制度:グリーン料金:の設置を義務づける、余剰電力購入メニューを義務化する、など)。また、「グリーン電力基金への協力」があげられているが、これは電気事業者が独自に導入・運営している制度であり、政府が「協力」するのはおかしい。

#### (電力事業における取組)(P58~59)

- 4名もの死者を出した美浜原発の事故は、コスト削減を優先した関西電力の原発運営にあったと指摘されており、その後も他の原発の配管の著しい腐食などが発覚し、極めて安全軽視の原発運営が行われていることが明らかとなっている。2年前の東京電力の不正申告事件も同じく電力会社の安全軽視の姿勢が露呈した事件である。定期検査期間の短縮は、コスト削減優先・安全軽視の考え方に由来するものであり、この傾向は徹に改められるべきである。むしろ、安全確保のための原発の設備利用率の低下(ドイツなどでは安全に運転できる利用率として70%程度をあげている)が必要である。また、もともと、原子力に頼った温室効果ガス削減を行うべきではない。
- 一次エネルギーにおけるここ10数年の石炭利用の増加は、電力事業における発電用石炭利用の増加に大きく起因している。石炭火発の新増設の規制が必要な事態となっている。既存のものに関しては、CO<sub>2</sub>排出原単位を全電源平均ではなく火力発電平均とし削減目標を設定することによる利用率の低下なども検討されるべきである。
- 総じて、電力会社は、石炭火発からの二酸化炭素の排出をオフセットするために原発の設備計画を進めるのではなく、まず、石炭火発と原発による発電分の削減を行い、天然ガスの利用促進と自然エネルギーの供給割合の促進をもって、温室効果ガス削減に取り組むべきであり、国としては、それら諸策を円滑に進めるための諸制度、ならびに、電力需要の削減を行う諸施策(規制含む)を実施するべきである。

#### (5) 京都メカニズムに関する対策・施策の強化(P75)

- 温室効果ガスの削減は、国内努力によって達成されることが第一義であり、その努力を怠った結果として、安易に京都メカニズムの利用を優先してはならない。自然エネルギー普及のための諸施策、省エネルギーの政策化、温暖化対策税制の導入など、まだ手をまったくつけていない分野も大幅にあり、これら努力が最大限なされるべきである。
- また、京都メカニズムに関するODAの活用については、「ODAの流用はしてはならない」という国際的合意があるにもかかわらず、日本ではそれがあたかも国際的に認められているかのような説明が政府によってなされ検討されている状況は、直ちに改められるべきであり、中間とりまとめからも除外されるべき記述である。

以上